## • 登録条件

## 〇 必要性の判断

市町村において、当該地域内の輸送の現状に照らして、タクシー等の公共交通機関によっては移動が制約される方(移動制約者)に対する十分な移送サービスが確保できない状況であることが前提となります。なお、登録の有効期間は、登録の日から2年です。

移送サービスの対象となる移動制約者、地域内におけるタクシー、ボランティア輸送の状況などを比較して、各運営協議会で判断します。

## 〇 運営協議会

運営協議会では、福祉有償運送の必要性、収受する対価その他これらを行うにあたり 必要となる事項を協議するために設置されています。

県内には、現在6つの運営協議会があり、複数の市町村が共同して運営しています(最上地域では、県最上総合支庁地域保健福祉課が事務局を担当しています)。

# 〇 運転者の要件

運転者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、運転 をさせてはなりません。

自動車の種類	運 転 者 の 要 件
①福祉自動車	ア 第2種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	イ 第1種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止
	されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者
	i 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること
	ii (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)
	シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了してい
	ること
②セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者
	(又はいずれかの要件を備える者の業務)
	ア 介護福祉士
	イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること
	ウ 上記①. イ. ii の研修を修了していること
	エ 訪問介護員など

運転者の増・減員を行う場合には、運輸支局等への届出は必要ありませんが、運転者の要件の確認等、 運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

また、運送者は、登録後に死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした運転者や運転免許停止以上の 処分を受けることとなった運転者については、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適正診断 を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

#### 〇 損害賠償措置

運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の方の生命、身体又は財産の損害を 賠償するため、次の基準に適合する任意保険(共済を含む)の契約を締結していること が必要です。

- ① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの
- ② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの
- ③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
- ④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
- ⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

登録後に、基準で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはなりません。

# 〇 利用料(対価)

運送者は、業務の開始前に、利用者(旅客)から収受する利用料(対価)を定め、あらかじめ利用者(旅客)に対して書面の提示など適切な方法で説明する必要があります。 これを変更するときも同様です。

利用料(対価)は、原則として次の中から選択します。ただし、これらのいずれにもより難い場合には、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた利用料(対価)の設定を行うことができます。

①距離制	原則として、利用者(旅客)の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて利用
	料を設定するもので、初乗りに係る利用料(対価)と加算に係る利用料(対価)を定める。
②時間制	利用者(旅客)の指定した場所に到着した時から利用者(旅客)の運送を終了するまでに要
	した時間により利用料(対価)を定めるもので、初乗りに係る利用料(対価)と加算に係る
	利用料(対価)を定める。
③定額制	利用者(旅客)の運送に要した時間及び距離によらず、1回の利用ごとの利用料(対価)を
	定めるもの、又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの利用料(対価)を定めるもの。

利用料(対価)の水準は、タクシーの上限運賃のおおむね1/2の範囲内が目安とされています。 運送サービスについての利用料(対価)以外には、迎車回送料金・待機料金・設備使用料などの利用 者負担を設定することがあります。

また、均一制など定額制による利用料(対価)については、近距離利用者の負担が過重となるなど、 利用者間の公平を失するような利用料(対価)の設定とはしない必要もあります。

なお、距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に利用料(対価)を算定しようとする場合は、当該利用者(旅客)をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、おおむね1/2の範囲内であることとされています。ただし、この場合は迎車回送料金をあわせて徴収することはできません。